## 京都嵯峨野ライオンズクラブ

## 新入会員推薦及び入会手続規定

京都嵯峨野ライオンズクラブ新会員推薦並びに入会手続きは次の通り規定する。

- 1. 新入会員を推薦する場合、別紙調査表および宣誓書を作成し、会員委員会(常任理事会)に提出する。
- 2. 提出された調査表および宣誓書に基づき、会員委員会(常任理事会)に於いて審議する。
- 3. 第2項により審議受理された場合、必要事項を説明すると共に会員候補者が当クラブに適当であるかを当クラブ理事会に報告し、承認を得る。
- 4. 第3項により承認されれば当クラブメンバーに推薦承認の賛否を問う。京都嵯峨野ライオンズクラブ公式ホームページにて広告を行い、入会を否認する場合はホームページ上にて広告後10日以内に否認の意思表示を行うものとする。尚、反対の場合は、その理由を明記のこと。
- 5. 正会員の10%が反対する場合は入会を認めない。
- 6. 理事会にて承認を得て、推薦者に入会を通知し、招請する。
- 7. 本規定は、1987年7月1日より施行する。 本規定は、2007年12月25日改訂。それ以後より施行する。

本規定は、2022年5月19日改訂。それ以後より施行する。